



日本国際电子烟展览会  
2019年5月23-25日  
日本・千葉幕張メッセ 4ホール  
〒261-8550 千葉市美浜区  
中瀬 2-1

CECMOL  
电话: +86-181-2380-7817  
邮箱: Ada@cecmol.com

## 出展申込書 (兼契約書)

### 出展社情報

社名 (日文):	
社名 (英文):	
所在地:	
国 / 郵便番号 / 都市:	
連絡者 (国番号+):	FAX (国番号+):
E-mail:	URL:

出展社連絡者:	職務:	E-mail:
TEL:	ブース番号:	

### 連合出展社と所在地:

社名 (日文):	連絡者:
社名 (英文):	TEL: FAX:
所在地:	E-mail:
国 / 郵便番号 / 都市:	URL:

### ブース予約とお支払情報 (下記見積は税込)

スペース: 41400 円/ 平米 (9 m <sup>2</sup> 単位で申込)		棚: 138000 円/9 平米 (9 m <sup>2</sup> 単位で申込)		1.2 面開放ブース: 9 m <sup>2</sup> の場合は 10% の角コマ料金を追加請求することにな る; 2.3 面開放ブース: 18 m <sup>2</sup> 以上 (18 m <sup>2</sup> 含む) の場合、10%の角コマ料金を追加請求 することになる;	金額合計:
面積	長*幅	面積	長*幅		円
お支払方式 と支払期限	<p>出展社と契約してから、5 営業日以内に全額でお支払いください。</p> <p>期限内弊社指定口座にお振込みください: (“ブース番号 + 日本 VAPE 展覧会料金”を明記する)</p> <p>口座名義: 深圳市沛才科技有限公司      法定名義人: 羅雪丹</p> <p>支払銀行名: 深圳市平安銀行南海支行      会社口座番号: 024 21003 86702</p>				

### 展品カテゴリー

ハードウェア装置	リキッド	アクセサリ	サービス
<input type="checkbox"/> E・シガレット	<input type="checkbox"/> リキッド (零ニコチン)	<input type="checkbox"/> ドリップチップ	<input type="checkbox"/> 検測認証
<input type="checkbox"/> BOX MOD	<input type="checkbox"/> タンク	<input type="checkbox"/> バッテリー	<input type="checkbox"/> 包装
<input type="checkbox"/> マシーン BOX	<input type="checkbox"/> エッセンス	<input type="checkbox"/> コイル	<input type="checkbox"/> 物流
<input type="checkbox"/> アトマイザー		<input type="checkbox"/> コットン	<input type="checkbox"/> メディアと出版物
<input type="checkbox"/> DIY アトマイザー		<input type="checkbox"/> その他	

付録の出展条約は出展社に対して法律拘束力がある

所在地/期日:

会社捺印とサイン



日本国際电子烟展覧会  
2019年5月23-25日  
日本・千葉幕張メッセ 4ホール  
〒261-8550 千葉市美浜区  
中瀬 2-1

CECMOL  
電話: +86-181-2380-7817  
郵箱: Ada@cecmol.com

## 1. 展会案内

- 1.1 2019日本国際電子タバコ展覧会 (Vape Expo Japan 2019) は2019年5月23日から25日まで千葉幕張メッセで開催する。
- 1.2 出展者は出展申込書を書き込み及び署名した後出展できる。主催者は、ブースの申込書に署名および捺印を確認するものとする。主催者は、当該申込書を受け入れる場合には、ブース申込書の写しに受入印を押印し、出展者に交付する。**出展契約の成立とする。**署名したの契約書は条約と条件を認められる、法律拘束力がある。出展者は必ず各条約と条件を守らなければならない。特別の場合に、主催者は以下の権利を保有する。展覧会の利益のために展示小間変更、展示小間面積変更、展覧入口の変更と閉じ、展示場所の変更、及び他の必要変更の権利。主催者は、本展示会の開催趣旨に適さないと判断した場合には、独自の判断で出展申込みをお断りすることができるものとします。契約書の内容に対して**異議を出来ないと、即時発効する。**
- 1.3 出展者受け取った申込書は会場や展示小間位置の保証には含まれません。展示館面積は実際要求に満足できない場合、主催者は出展者展示小間を縮減する権利がある。
- 1.4 出展者出展の名前と出展申込書記入したの名前と一致の場合に、出展者は3ヶ月前に主催者に変更の通知を提出しなければならない。
- 1.5 国内外の製造企業及び子会社、一般貿易商社、代理商社は出展者と見られる。
- 1.6 主催者は展示小間の位置形状、寸法、展覧会時間、期日、展示例に対しては権利を保留する。主催者は最短時間で出展者に変化情報を通知する。書面通知を受け取った1週間内、出展者は変化原因により契約を取り消す権利がある。

## 2. 展示小間の手配

- 2.1 展示会場は非排他的な基礎の上に出展者に向けてレンタルする。(一般的な主催者との組織団体から授権する)。出展者は展示スペースの全部または一部を、有償、無償を問わず、第三者に対して担保に供し、譲渡し、貸し出し、もしくは使用させ、または出展者相互間で交換することはできない。出展者すべての譲渡は契約書の内容、出展条約条件、幕張メッセ指導、出展者マニュアルによって実施しなければなりません。出展者すべての譲渡行為について自分で責任を負わなければならない。それで第8条規定によって主催者に補償する。事前に主催者に書面で行ってその承諾を得ない場合は展示小間を譲渡するのは出展者の出展資格を失う、すぐ契約書を解約する、即発効。
- 2.2 共同出展者は同じの展示小間で商品を出展する出展者である(付属会社及び子会社)。**出展者が共同出展書面書を提供し、主催者が承認した場合は、出展者は出展スペースを当該共同出展者と共同で使用し、また一部を当該共同出展者に使用させることができる。但し、出展者は、自らも出展スペースを使用することし、出展スペースの詳細を当該共同出展者に単独で使用させることはできない。**その上に共同出展者のアドレス及び連絡者の詳しい情報を提供しなければならない。共同出展者は、共同出展契約に署名し、主催者に確認された後に正式に提出する。前項本文の場合において、共同出展者の行為はこの行為とみなし、乙は共同出展者の行為について一切の責任を負うものとする。

## 3. 支払方式

- 3.1 出展社と出展申込書を契約した翌日から、全額は必ず5営業日以内にお支払いください。
- 3.2 上記の規定期限以降に提出された申込書については、出展者は翌日に総支払額の全額を支払うものとなります。さもないと申込は失格する。
- 3.3 支払期日までに出品料のお振り込まない場合は、出展契約は当然に解約となります。この場合、主催者に損害がある場合には、出展社は、その全損害を賠償するものとする。出展に際しては、お支払いいただく出品料のほか、利用に応じてインターネット回線費等の諸費用が発生する場合があります。それらについては全額出展社の負担となります。出展者の利益損失と他の場合に発生する費用につきましては、主催者は一切の責任を負いません。また残金を支払っていない出展者最後に催告する、催告してから3営業日以内にまだお振り込まない場合は、主催者は取消す権利がある、預金が既納の場合は、預金を返還せずにキャンセル料として充当する。

## 4. 展示小間装飾施工

- 4.1 展示小間の建設、デザインと安全はが自らの責任と費用内で行わなければならない。
- 4.2 出展者は、すべての装飾施工が法律規定、及び幕張メッセの技術規定によって守らなければならない。
- 4.3 展示小間出展期限に、出展者は周囲の展示小間に視覚的または音の影響がさせないでください。**お客様および隣接する間に迷惑がかかる装飾、および通路にショーケースやイス等は置かないでください。**もし違反すれば出展者に展覧禁止する権利がある。違反行為が繰り返して違反する場合には、出展契約を終了する、即時発効する、支払った料金は返還しない。
- 4.4 出展者は競争ルールと関連法律を違反し、あるいは会場で禁止された展示品を出展すれば、主催者は出展を取り消す権利がある。ニコチン入りのリキッドは館内で出展禁止、吸う禁止、販売禁止。
- 4.5 出展者は自分の展示小間で出展内容に関する調査、販促活動やチラシを配布することがしかできない。
- 4.6 主催者はいかなる状況の上に、幕張メッセの技術要求と出展者マニュアルに違反する装飾施工をした場合、主催者は即時改修を要求することができます。また、これに要する費用を出展者に請求することができます。主催者はこれにより出展者に生じる損害等についての責任を一切負わない。出展者が支払った保証金とブースの料金は返還しない。もし要求時間内に改築や撤去できないと、主催者はそれに関する費用を出展者に請求することができる。

## 5. 展示小間装飾、撤収と展示会の期日

- 5.1 ブースの建設、撤収の時間:  
装飾期日: 2019年5月21日 12:00-17:00  
2019年5月22日 09:00-17:00  
撤収期日: 2019年5月25日 17:00-20:00
- 出展者は、主催者が規定された期間内に完了するものとします。これらの期間内に作業を完了させることができず、出展社は、それによって主催者及び関係者に生じた全損害を賠償するものとする。
- 5.2 展示小間装飾は建設期日から始まる(5.1)。すべての展示小間は固定時間内に建設完了しなければならない。(5.1)これらの期間内に作業を完了させることができず、出展社は、それによって主催者及び関係者に生じた全損害を賠償するものとする。主催者自分の原因でタイムディレイの場合に除外。出展者は主催者に対してこれについて一切の請求・異議の申し立て等はできない。
- 5.3 出展者は5.1に則して撤収時間を守らなければならない。出展契約は展示会が終わったとともにも終わる。主催者は規定期日以後に展示小間に残った部品を保管の責任を負わない。ブースは撤収期間前に(見5.1)完全に撤収しなければならない。ブースは必ず契約書に署名した出展者を返却する。ブースの契約書は展示会が終わったとともにも中止する、展示小間は展覧会が終わった3時間以内に撤収しなければならない。期日までに撤去されない部品は、主催者が処分し、その費用は出展者の負担となります。
- 開催期日:  
2019年5月23日 09:30-17:30  
2019年5月24日 09:30-17:30  
2019年5月25日 09:30-17:00

## 6. 展示品の運送

- 6.1 出展者は、展示館へ運送の展示品を発生する費用は自分で負担する。

- 6.2 展示品は展示館へ運送する前に、出展者は展示品の置く場所は自分で手配する、そして主催者の許可も必要だ。

## 7. 出展契約の解約

- 7.1 出展者の賃貸解約(申込書)の申込について考えない。主催者の判断や重大な過失で損失する場合は除外だ。
- 7.2 もし出展者の特別な状況があれば、必ず文書にて行わなければならない。それから主催者と契約する(7.1と違う)、主催者は違うの状況によって処理する。それらについて発生する費用は出展社を負担する。
- 出展者負担必要:  
a) 展覧会を開催する2ヶ月前までに、解約の場合、出展者は総金額の50%に相当する解約料を申し受けます。  
b) 展覧会を開催する2ヶ月前からの解約の場合、出展者は総金額の100%に相当する解約料を申し受けます。
- 7.3 これらの条約はいかなる場合にも変更はできません。

## 8. 責任権限、損害賠償及び保険

- 8.1 主催者の条項にある責任の権限や免責条項に関する規定は、次のような状況に適用される。もし過失側は主催者である、それは非自発的な意志または油断の原因で、でも死亡または健康損害を持ったらない場合に適用される。
- 8.2 出展者は主催者に法律条項に基づけない損害賠償を提出するのは無効だ。主催者スタッフまたは代理人の油断または有意的な行為の原因で発生した損失は、出展者は上述の人に提出の賠償要求にも無効だ。
- 8.3 主催者は出展者に貸した**出展スペースと会場の建物・設備もしくは敷地の損害に責任を負う。**出展者、共同出展者またはその従業員、下請業者、代理人もしくは代表者が出展小間を占有した人または本展示会展示建屋またはその設備に損害が発生した場合、出展会社は、これら的一切につき速やかに賠償金を支払うことに同意するものとする。主催者は、基本的なセキュリティを提供しますが、その不足または欠如に起因する損失または損害については、いかなる場合も責任を負わないものとします。設備および/または展示資料の損失については、盗難その他いかなる原因であれ、出展者が一切その責任を負うものとする。
- 8.4 本契約のこれに反するいかなる定めにも拘わらず、本契約または本展示会に関して出展者、共同出展者、またはそれらの従業員、役員、取締役、代表者もしくは下請業者に対し主催者が負う責任の総額は、本契約に基づき本展示会に関して出展者から主催者に支払われた金額の合計を上限とします。出展者、共同出展者またはそれらの従業員、下請業者、代理人もしくは代表者が出展小間を占有したために人または財産に損害または傷害が発生した場合、主催者は、その原因を問わず、一切責任を負いません。出展者による本契約に対する違反、出展者および/もしくは共同出展者による作為、不作為もしくは表明、ならびに/または出展者の展示(盗難または出展小間のその他の損失を含みますが、これらに限りません。)に関連して発生した責任、損失、損害、費用、料金(裁判費用および合理的な弁護士報酬を含みますが、これらに限りません。)および支出について、出展者は、これら的一切につき、その原因を問わず、主催者、その役員、取締役、従業員、下請業者、代表者および代理人を補償し、および免責することに同意するものとする。
- 8.5 主催者は出展者のいかなる保険リスクを負担しない。出展者が自ら保険の内容を決定する。主催者が需要があれば、出展者は主催者に十分な保険証明を提供する。通常に出展者はリース契約の基礎に基づいて、自分自身のリスクを保障するように推薦される。主催者は出展者及び請負業者に第三者公共責任保険及び関連賠償責任の保険を購入することを推薦する。主催者は理由の如何を問わず、出展者およびその雇用者または関係者は、小間を使用することによって発生した、人および物品に対する傷害、損害等に対して一切の責任を負いません。出展者は、その従業員や代理人の不注意その他によって生じた、展示会の建築物または設備に対する一切の損害について、ただちにその損害を賠償するものとする。主催者は展示会の、またはその他のプロモーション用資料の中に偶発的に生じた誤字、脱字等に関する責任を負わないものとする。

## 9. 不可抗力及び展開サービス

- 9.1 天災その他不可抗力等主催者の責めに帰し得ない原因によって、主催者は会期を変更または開催を中止することがある。主催者は不可抗力が完全に発生するまで、その契約の完成しない部分の責任を免除する。主催者は不可抗力の発生を避けられない時に、第1時間に出展者へ通知する。例えば非短期的にまたは電力を供給できない、暖房供給できないあるいはストライキなどは全部不可抗力とみなされる。展示会のコスト支払はすでに越えたら、出展者はその超えた費用を負担する義務がある。
- 9.2 すべての展開サービスは能力範囲内で行う。主催者は実際の状況に応じて(たとえばストライキ、伝染病の流行、政府の制限、不可抗力、出展者の数が不足)延期、縮減、臨時中止など、展覧会全体または一部を取り消す権利がある。もし全体または一部に展示会を延期、縮減するならば、契約は新しい展示期日に適用する、出展者が調整の通知を受けてから2週間以内に書面による異議を申し上げた場合でない限り。確定の口用は割引しない。出展者は展覧会を信頼するため発生した費用も補償しない。

## 10. 知的財産権

- 10.1 出展者の出品品は第三者の業界産権を遵守する義務がある。その出品品は知的財産権、特に商標権、設計特許権、機能特許権および/または展示会条項に許さない特許権を違反するできない。
- 10.2 出展者は10.1条項中の出品品規定を違反すると、すぐにブースから出品品を撤退する義務がある。
- 10.3 2.2条項中の共同出展者に対して上述の知的財産権の条項は同様に適用する。
- 10.4 主催者は10.1、10.2、10.3条項を違反する出展者に現在や今後の出展ブースを出展可否の権力を保留する。一切の賠償、正当解釈責任を負うのは必要がない。
- 10.5 出展者は展示品の知的財産権を守ることは唯一の責任を負う。
- 10.6 主催者は知的財産権を違反する行為に対して、司法判断と事実証拠を前提として実行する。
- 10.7 条項の権利により、出展者は主催者に即時に知的財産権を侵害しないことを証明するできるなら(上訴手続き或いは他の法律証拠)、でも主催者はそれによるの損害を賠償しない。主催者は故意または油断の原因になった結果が上記条項に適用されない。

## 11. データ保存

- 出展者は主催者のデータ保護条例によってデータ情報の保存、処理及び資料の送信は完全に同意する。自動的にデータを処理するを含む。このデータは商業用途だけに使う。

## 12. 法律適用条項及び訴訟管轄地

- 12.1 主催者、主催者の従業員、代理人、補佐人員、及び出展者、出展者の従業員、代理人や補佐人員間の契約は中華人民共和国法律を適用する。
- 12.2 本出展契約から生ずる全ての紛争について、主催者登録所の当地裁判所を**第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。この場合、現地の解釈に当てはらずに中国語の規程および中国の法規に従うものとする。**すべての出展者の部分あるいは主要な業務は中国の範囲が外で、中国国際経済貿易仲裁委员会深圳分会に仲裁を申請できる。

## 13. 付加契約及び契約の終止条項

- 13.1 すべての付加契約は主催者の書面同意がある場合で有効だ。
- 13.2 個別条項が無効な場合にあっても、出展条項及び条件とこの契約は依然有効だ。商業目的を対応して個別の利用規約が採用される。